

葬祭費の支給

国保加入者が亡くなったとき、喪主（葬儀執行者）に対して2万円が支給されます。ただし、他の健康保険から支給が見込まれる場合は国保からは支給されません。

療養費の支給

やむを得ない理由で国民健康保険被保険者証を持たずに保険適用の医療を受けて全額(10割)支払ったときや医師の指示でコルセットなどの治療用器具を購入したとき、はり・きゅうなどの施術を受けたときなどに療養費が支給されます。

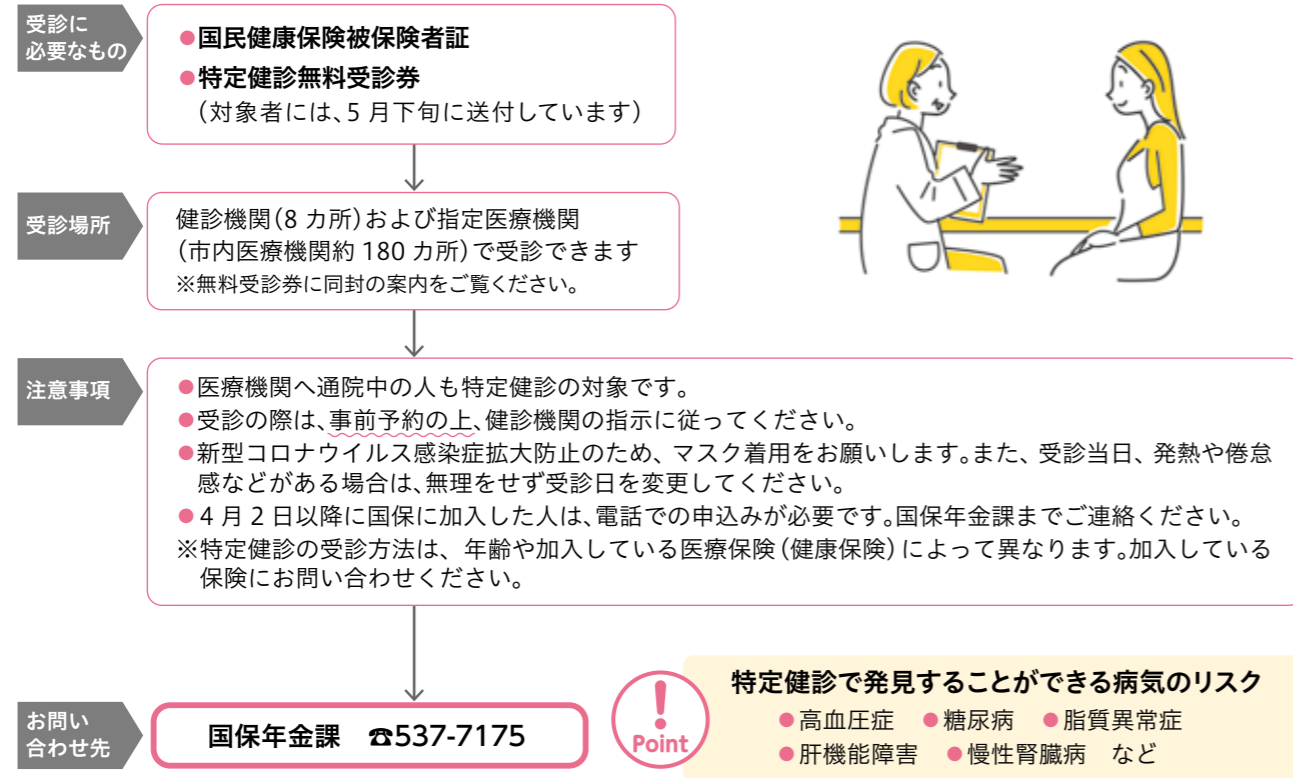
また、海外渡航中に医療機関で診察を受けたとき、指定の用紙に記入してもらい、診療明細書および領収書とそれらの翻訳文を添付して申請すれば、療養費が支給されます（ただし、診療目的の渡航の場合を除く）。

年に1回は健診で健康チェックをしましょう

特定健診のお知らせ

特定健診を生活習慣病予防のために積極的に利用し、バランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身につけましょう。

国保加入者〈40歳（4年3月31日時点の年齢）から74歳まで〉の受診方法について



出産育児一時金の支給

出産費用に出産育児一時金を直接充てることができるよう、原則として医療機関などからの請求に基づき、市から直接医療機関などに出産育児一時金を支払う仕組みになっています。



- 市の国保加入者が出産した場合、出産育児一時金として40万4千円が支給されます。
- 産科医療補償制度に加入している医療機関の医学的管理の下で出産（死産を含む、在胎週数22週に達した日以降の出産に限る）した場合は1万6千円加算され、42万円が支給されます。なお、妊娠12週(85日)以上の死産、流産でも出産育児一時金は支給されます（医師の証明などが必要です）。

※出産費用が42万円未満の場合は、国保年金課に差額支給の申請をしてください。
※他の健康保険から支給を受ける場合は、国保からは支給されません。

医療を上手に受けましょう

医療費の使い方を一人ひとりが考えることが大切です。



- 1 かかりつけ医を持ちましょう。
- 2 時間外・休日受診はなるべく避けましょう。
- 3 重複受診や必要以上の転医はやめましょう。
- 4 病気の早期発見・早期治療を心掛けましょう。
- 5 お薬手帳は1冊にまとめましょう。
また、かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳を活用しましょう。
薬の重複や飲み合わせなどをチェックしてもらえ、薬歴を把握した上で助言が受けられるなど多くのメリットがあります。



ジェネリック医薬品を利用してみましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、特許の期限が切れた新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で製造された医薬品で、同等の効果・効能を有すると認められた医薬品のことです。新薬よりも安価であるため、利用することで医療費の負担が軽くなります。



ジェネリック医薬品を希望する人は、医療機関などを受診した際に、担当医師や薬剤師に相談するか、「ジェネリック医薬品希望カード」を提示してください。

※「ジェネリック医薬品希望カード」は、国保年金課（本庁舎1階⑨番窓口、2階③番窓口）、各支所に設置しています。

交通事故などに遭ったときは必ず届け出を

国保加入者が交通事故に遭ったり、他人の飼い犬にかまれたりなど、第三者の行為によって病院にかかった場合、その医療費は加害者が全額負担するのが原則です。国保により（保険）治療を受けることもできますが、国保は一時的に医療費を立て替え、後で加害者に請求することになります。国保で保険治療を受ける場合は、必ず届け出てください。

医療費が高額になりそうなときは、『限度額適用認定証』のご利用を

国保の高額療養費制度では、医療費の自己負担割合分全額を医療機関などの窓口で支払った上、国保の窓口で申請することにより、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。（通常は診療月から3カ月後に支給します。）

ただし、「限度額適用認定証」を病院、薬局などの窓口で国民健康保険被保険者証と併せて提示すると、医療機関ごとにひと月の支払額が自己負担限度額までとなります。「限度額適用認定証」は、あらかじめ国保の窓口で交付を受ける必要があります。

『限度額適用認定証』が必要な人

- 70歳未満の人
 - 70歳以上75歳未満の人で所得区分が「低所得者Ⅰ・Ⅱ」「現役並み所得Ⅰ・Ⅱ」の人
- ※上記所得区分以外の方は国民健康保険被保険者証の提示のみで支払金額が自己負担限度額までとなります。



医療費が高額になりそうなときや入院の予定が決まったら、早めに申請してください。